

秋田県指導救命士会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県メディカルコントロール協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第4条の規定に基づき、秋田県指導救命士会（以下「指導救命士会」）を設置し、設置要綱の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 指導救命士会は、次に掲げる事項を検討し、その推進に努めるものとする。

- (1) 救急業務に携わる職員への研修及び指導
- (2) 救急救命士が行う再教育への指導・監督
- (3) 地域MC協議会との連絡調整
- (4) 県MC協議会での協議
- (5) 消防学校等での講師、指導
- (6) その他

2 指導救命士会内において、特定の課題に対応するためにワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。なお、WGで検討された結果を県MC協議会への議題提出について協議をする。

(専門部会)

第3条 県協議会の指示医師の意見や助言のもと、次に掲げる協議事項を協議する。なお、指示医師の選定は、県協議会で決定される。

- (1) 救急救命士への教育に関すること
- (2) 口頭指導に関すること
- (3) インシデント・アクシデントのレポートに関すること
- (4) プロトコルに関すること
- (5) 事後検証に関すること

(構成員)

第4条 指導救命士会は、指導救命士をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 指導救命士会に会長及び副会長（2名）を置く。

2 会長及び副会長は指導救命士の互選による。会長は、指導救命士会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

なお、会長及び副会長が互選されるまでの期間については、暫定的に前会長、前副会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 指導救命士会の会議においては、県協議会長の承認のもと、指導救命士会長が招集する。

- 2 会議は県協議会長が主宰する。
- 3 指導救命士会及び専門部会は、必要に応じ、関係者から意見を聴取することができる。

(県MC協議会・地域協議会との連携)

第7条 指導救命士会及び専門部会は、県MC協議会及び地域MC協議会等と連携を図りながら、第2条に掲げる事項の推進に努めるものとする。

(事務局)

第8条 指導救命士会の庶務を処理するため、秋田県総務部総合防災課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

令和3年2月4日 一部改訂